

海上交通安全法等の一部を改正する法律の施行に伴う 国土交通省関係省令の整備等に関する省令

1. 背景

非常災害が発生した場合における船舶交通の危険を防止するため、指定海域等にある船舶に対して海上保安庁長官が移動等を命ずることができることとするとともに、指定港内の水路及び指定海域内の航路を航行する船舶による通報の手續を簡素化する等の措置を講じる「海上交通安全法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第42号。以下「改正法」という。)が平成28年5月18日に公布されたところ。

これに伴い、指定海域への入域に関する通報事項を規定する等、所要の規定の整備を行う必要がある。

2. 改正の概要

(1) 海上交通安全法施行規則の一部改正

指定海域への入域に関する通報

- ・ 通報の時期は、指定海域との境界線を横切る時とする。
 - ・ 通報の方法は、V H F 無線電話その他の適切な方法によることとする。
 - ・ 通報事項は、船舶の名称、長さ、呼出符号、仕向港、喫水及び現在位置とする。
 - ・ 船舶自動識別装置(A I S)により上記通報事項を送信している場合は、通報を要しないこととする。
- 非常災害発生周知措置がとられた際の情報の提供
- ・ 情報の提供方法はV H F 無線電話とする。
 - ・ 情報の内容は、非常災害の発生の状況に関する情報、船舶交通の制限の実施に関する情報等とする。
 - ・ 情報の聴取義務を適用しない場合として、V H F 無線電話を備えていない場合、電波の伝播障害等で通信が困難な場合、他船等と通信している場合を定める。

権限の委任

- ・ 海交法(改正法による改正後の海上交通安全法(昭和47年法律第115号)をいう。以下同じ。)第33条(非常災害発生周知措置等)の権限は、当該指定海域を管轄する管区海上保安本部長も行うことができることとする。
- ・ 海交法第32条(指定海域への入域に関する通報)、第34条第1項(非常災害発生周知措置がとられた際の情報の提供)及び第35条(非常災害発生周知措置がとられた際の航行制限等)の権限は、東京湾海上交通センターの長に行わせるものとする。

情報提供海域の拡大(参考図2参照)

特定船舶に対し情報を提供する海域を、中ノ瀬航路北方海域及び浦賀水道南方海域に拡大する。

(2) 港則法施行規則の一部改正

航路航行時刻等の指示

- ・ 指示を行う水路を、千葉港、京浜港及び名古屋港の水路とする。
 - ・ 指示事項は、水路航行予定時刻の変更、海上保安庁との連絡保持、進路警戒船の配備等とする。
- 指定港非常災害発生周知措置がとられた際の情報の提供
- ・ 情報の提供方法はVHF無線電話とする。
 - ・ 情報の内容は、非常災害の発生の状況に関する情報、船舶交通の制限の実施に関する情報等とする。
 - ・ 情報の聴取義務を適用しない場合として、VHF無線電話を備えていない場合、電波の伝播障害等で通信が困難な場合、他船等と通信している場合、必要な船員が乗船していない場合を定める。

職権の委任

- ・ 港則法(改正法による改正後の港則法(昭和23年法律第174号)をいう。以下同じ。)第44条(指定港非常災害発生周知措置等)の職権は、当該指定港の所在地を管轄する管区海上保安本部長も行うことができることとする。
- ・ 港則法第45条第1項(指定港非常災害発生周知措置がとられた際の情報の提供)及び第46条(指定港非常災害発生周知措置がとられた際に港長に代わって行う職権)の職権は、東京湾海上交通センターの長に行わせるものとする。

情報提供区域の拡大

特定船舶に対し情報を提供する区域を、千葉航路及び市原航路、東京東航路及び東京西航路並びに川崎航路及び鶴見航路並びにその周辺区域に拡大する。

船舶交通が著しく混雑する特定港の追加

小型船の避航義務が適用される港則法第18条第2項の船舶交通が著しく混雑する特定港に、千葉港を追加する。

(3) その他所要の改正

船舶設備規程(昭和9年逓信省令第6号)等について、条ずれ等の改正を行う。

3. スケジュール

公 布 : 平成29年10月25日
 施 行 : 平成30年1月31日